大阪市告示第1475号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 東淀川屋内プール 　トレーニング場 　スタジオ	令和８年11月24日（火）	午後４時15分から 午後６時25分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）